社会福祉法人ファミリーケアサービス役員及び評議員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ファミリーケアサービス(以下「法人」という。)定款 第9条及び第24条及び社会福祉法人ファミリーケアサービス評議員選任・解任委員会運 営細則第5条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員 (以下、「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、報酬及び費用弁償を支給する。
- 2 報酬の額は、別表のとおりとする。
- 3 評議員には、定款9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席するときは、それぞれ 報酬を支給する。
- 5 法人の職員が役員等を兼ねているときは、役員としての報酬は支給しない。 (法人職員給与との併給)
- 第3条 法人の役員等を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。 (費用弁償)
- 第4条 役員等が職務のため旅行等のときは、その旅行等について費用弁償として旅費を支給する。
- 2 役員等の旅費の種類及び支給方法は、法人の旅費規程に基づき支給する。 (報酬等の支給方法)
- 第5条 理事長は月額とし、理事長以外の役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都 度、支給する。
- 第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

(施行期日)

- この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- この規程は、平成29年7月1日より施行する。

(別表)

区分	報酬支給額
理事長	•月額80,000円以内
理事	・1回につき 5,000円 (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席の都度)
監事	 ・1回につき 5,000円 (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席の都度) ・1回につき 10,000円 (監事による監査)
評議員	・1回につき 5,000円
評議員選任・解任委員	・1回につき 5,000円